



山形県公報

令和6年10月1日(火)
第542号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 県営土地改良事業計画の変更……………(村山総合支庁農村計画課) ……993
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……994
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 同……………(同) ……同
- 都市計画の変更……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……995

### 病院事業局関係

#### 規 程

- 山形県立病院料金規程の一部を改正する規程……………同

### 公 告

- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(下水道課) ……996
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告……………(警察本部) ……同
- 同……………(同) ……同

## 告 示

### 山形県告示第694号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により定めた県営大楨秋山地区土地改良事業計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
県営大楨秋山地区土地改良事業変更計画書(農業競争力強化農地整備事業(経営体育成型))の写し
- 縦覧に供する場所  
村山市役所
- 縦覧に供する期間  
令和6年10月8日から同年11月7日まで
- その他
  - この告示に係る変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に対して審査請求をすることができる。
  - この変更については、(1)の審査請求のほか、この変更があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、山形県を被告として(訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。)、この変更の取消しの訴えを提起することができる。なお、(1)の審査請求をした場合には、この変更の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができる。
  - ただし、上記の期間が経過する前に、この変更(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすること及びこの変更の取消しの訴えを提起

することができない。

**山形県告示第695号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和6年10月1日から同月15日まで縦覧に供する。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 余目温海線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                | 延 長     |
|------------------------------|------|----------------------|---------|
| 鶴岡市湯温海字湯之尻555番から<br>同 288番まで | 旧    | 21.6メートル<br>）<br>8.8 | 204メートル |
| 同 上                          | 新    | 33.4メートル<br>）<br>9.9 | 同 上     |

**山形県告示第696号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
新庄市本合海～最上郡戸沢村蔵岡地内
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年4月17日から同年12月25日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（車載写真レーザ測量による地形測量）

**山形県告示第697号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域  
山形県（1級河川赤川流域）
- 2 公共測量を実施する期間  
令和6年9月17日から同年12月20日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（2級水準測量）

**山形県告示第698号**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により次の都市計画を変更したので、関係図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種 類 高島都市計画道路
  - (2) 名 称 3・5・3号深沼旭町線

- 2 都市計画を変更した土地の区域
  - (1) 追加する部分 なし
  - (2) 削除する部分 東置賜郡高島町大字高島字上川原、字源福寺、字林崎、字沢田、字大畦下、字西北目、大字根岸字狐塚、字前田、大字竹森字前田、字森山、大字深沼字中才、字宝田、字蒲原地内
- 3 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課及び置賜総合支庁建設部道路計画課

**山形県告示第699号**

次の開発行為は、完了した。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号  
令和6年4月18日 指令村総建第117号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
東根市中央東一丁目7849番6、7849番11、7849番12、7853番9、7870番1、7871番1、7871番10、7871番11
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称  
尾花沢市大字芦沢1207番地 株式会社はながさ建設

**病院事業局関係**

**規 程**

**山形県病院事業管理規程第11号**

山形県立病院料金規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

山形県病院事業管理者 阿 彦 忠 之

**山形県立病院料金規程の一部を改正する規程**

山形県立病院料金規程（平成15年3月県病院事業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

本則の表中

|     |                |                       |   |
|-----|----------------|-----------------------|---|
| 薬剤料 | 助産に係る診療等を受ける場合 | 標示価格に相当する額            | を |
|     | 上記以外の場合        | 標示価格に相当する額に1.1を乗じて得た額 |   |

|         |                |                       |                                       |       |
|---------|----------------|-----------------------|---------------------------------------|-------|
| 薬剤料     | 助産に係る診療等を受ける場合 | 選定療養の対象となる長期収載品       | 長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する額            | に改める。 |
|         |                | 上記以外の場合               | 標示価格に相当する額                            |       |
|         | 上記以外の場合        | 選定療養の対象となる長期収載品       | 長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する額に1.1を乗じて得た額 |       |
| 上記以外の場合 |                | 標示価格に相当する額に1.1を乗じて得た額 |                                       |       |

同表の備考に次の1項を加える。

- 4 この表において、「選定療養の対象となる長期収載品」とは、厚生労働省がホームページ上で公表している対象医薬品リストに掲載されている医薬品をいい、「長期収載品と後発医薬品の価格差の4分の1に相当する額」とは、同リストに掲載されている価格をいう。

**附 則**

この規程は、公布の日から施行する。

---

## 公 告

---

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
山形県流域下水道事業公営企業会計システムに係る機器等及びデータセンターの賃貸借サービス 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県県土整備部下水道課流域下水道経営担当 山形市松波二丁目8番1号  
電話番号023(630)2661
- 3 落札者を決定した日 令和6年7月29日
- 4 落札者の名称及び所在地  
株式会社YCC情報システム 山形市松波四丁目5番12号
- 5 落札金額 38,280,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日  
令和6年6月18日

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
運転者管理システムレプリカサーバ改修作業 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課企画係 天童市大字高揃1300 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年8月14日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 随意契約に係る契約金額 82,790,400円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和6年10月1日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
運転免許証作成システム改修業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
山形県警察本部交通部運転免許課 天童市大字高揃1300番 電話番号023(655)2150
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和6年8月23日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地  
株式会社DNPアイディーシステム 東京都新宿区市谷加賀町一丁目1番1号

- 5 随意契約に係る契約金額 70,684,900円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号該当

令和6年10月1日印刷  
令和6年10月1日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県